

北太平洋漁業委員会特権・免除協定

背景

- 2015年7月19日、「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」が発効（日本は2013年7月16日に締結。）。
（2017年3月1日現在の締約国は、日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、米国（漁業主体として台湾が参加）。対象魚種は、サンマ、サバ類、キンメダイ等。）
- 同条約に基づき、「北太平洋漁業委員会」（NPFC）が設立され、第1回委員会会合が2015年9月3日に開催。
- 我が国は、我が国漁業にとっての条約水域の重要性に鑑み、NPFCを通じた資源の保存及び管理のルール作りに積極的な役割を果たしていくため、NPFC事務局を東京（東京海洋大学品川キャンパス内）に誘致。



主な内容

日本国
政府



任務遂行に必要な範囲
で特権及び免除を付与



委員会

NPFC



職員

（現在、事務局長を含め
4名。うち日本人1名。）

- ◆ 法人格の享有【第2条】
- ◆ 文書、通信及び施設の不可侵【第3条、第4条1、第9条1】
- ◆ 訴訟手続からの免除【第6条1】
- ◆ 直接税の免除【第7条1(a)】

- ◆ 訴訟手続からの免除（公務のみ。交通犯罪を除く。）【第10条1(a)】
- ◆ 委員会が支払った給料及び手当に対する課税の免除【第10条1(b)】
（ただし、日本人職員は訴訟手続からの免除のみを享有【第10条2】）

早期締結の必要性

- 委員会及び職員に特権及び免除を与えることで**NPFCの任務を側面支援**
 - ➡ NPFC事務局の円滑な運営に寄与するとともに、我が国が、**NPFCにおいて引き続き積極的な役割を果たしていくことを国内外に示す**ことができる。
- 事務局誘致の過程において、我が国として事務局の円滑な活動のための全面的な支援の用意を表明
 - ➡ 可能な限り早期に本協定を発効させ、**円滑な活動のための環境整備を行う必要**がある。